

名古屋東労働基準監督署発表
平成29年11月10日

賃金不払の疑いで書類送検

名古屋東労働基準監督署(署長 織田和成)は、平成29年11月10日、下記の容疑者を労働基準法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検した。

記

1. 容疑者

株式会社メルベ稲垣

(所在地: 名古屋市千種区橋本町一丁目49番地の1)

同社 代表取締役 (70歳 男)

2. 違反条文

労働基準法第24条

労働基準法第120条(罰則)

労働基準法第121条第1項(両罰規定)

3. 事件の概要

容疑者は、上記所在地で不動産業、建設業等を営み、また名古屋市内で飲食店を1店舗営んでいたが、労働者Aに対し、平成28年3月21日から同年9月20日までの定期賃金、労働者Bに対し、平成28年10月21日から同年12月20日までの定期賃金、合計2,060,000円を、それぞれの所定支払日である各月末日に支払わなかった疑い。

4. 参考事項

当署に対する労働条件に関する申告・相談件数は、依然として高水準で推移していることから、賃金不払をはじめとした労働条件の確保・改善対策を労働基準行政の最重要課題の一つとして取り組んでいるところである。

賃金の支払等法定労働条件は、いかなる経済情勢下においても確保されなければならない。当署では今後とも、労働条件の確保・改善対策を積極的に推進するとともに、悪質な違反行為に対しては厳正な態度で臨むこととしている。

5 . 違反法条文

労働基準法

(賃金の支払)

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

(罰則)

第二百十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三條から第二十七條まで、第三十二條の二第二項(第三十二條の四第四項及び第三十二條の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二條の五第二項、第三十三條第一項ただし書、第三十八條の二第三項(第三十八條の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十七條から第五十九條まで、第六十四條、第六十八條、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項、第九十六條の二第一項、第一百五條(第一百條第三項において準用する場合を含む。)又は第一百六條から第一百九條までの規定に違反した者
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

(両罰規定)

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 (略)